

ブルーインパルスT4型機の墜落に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年八月九日

参議院議長 斎藤十朗殿

櫻井 充

ブルーインパルスT4型機の墜落に関する質問主意書

第四百十八回国会において提出したブルーインパルスT4型機の墜落に関する質問主意書に対する答弁書の内容で十分に理解できない点があるので、改めて質問する。

一 ブルーインパルスT4型機の墜落に関して、地域住民は不安を募らせている。政府は、墜落後の地域住民の不安は、現在払拭^{しよく}されたと判断しているのか。また、住民の不安を払拭^{しよく}するために、どのような対策をとるのか。

二 自衛隊の航空機は民家の上空を飛行しているが、現在松島基地航空自衛隊が訓練飛行する空路図を示されたい。民家や市街地などに墜落した場合の被害等の予測を立てているのか。

三 地域住民や自治体が松島基地航空自衛隊の訓練再開に反対を表明しているが、その反対を押し切ってまで訓練を再開するつもりなのか。

四 答弁書に、墜落事故後の「航空自衛隊第四航空団所属航空機の飛行の再開に当たっては、安全確保のための施策を徹底的に実施し、安全が確保されたことを確認することが必要」とあるが、その要件は何か。具体的に示されたい。

五 答弁書によると、女川原子力発電所に自衛隊の航空機が墜落することは考え難いところがあるが、その根拠を明確に示されたい。

六 例えば、飛行中に何らかのアクシデントによりパイロットの意識が失われた場合でも、女川原子力発電所に自衛隊の航空機が墜落することはないと言い切れるか。また、かつて機長の精神的な異常により異常操作を引き起こし、民間航空機が墜落したことがある。このような場合でも、女川原子力発電所に自衛隊の航空機が墜落することはないと言い切れるか。

七 女川原子力発電所は、上部からの衝撃に対してどの程度耐えられる構造になっているのか。また、有事を想定してのガイドライン法が成立しているが、政府は、原子力発電所に対する攻撃について当然に想定しているはずである。仮に女川原子力発電所が攻撃された場合、どの程度の攻撃であれば耐え得るのか。

右質問する。